

くらよし子育て応援ガイド 2014

このガイドは、子育てに関するあらゆる情報をまとめたものです。

倉吉市では、一人ひとりの子どもを大切に、子育て家庭を中心に、地域、関係機関が手を取り合っのびのびと健やかな子どもに育つよう、子育てをしっかりと支援、応援します。



「マタニティマーク」を見かけたら・・・

「マタニティマーク」のステッカーを母子健康手帳交付の際に配布しています。

周囲の方は妊産婦に配慮し、産まれてくる赤ちゃんとお母さんにとってやさしい「倉吉市」を築いていきましょう

子育て支援をさらに充実します!!!

- ★未熟児養育医療の給付手続きの窓口が、保健センターから医療保険課に変わりました。(医療保険課 TEL22-8124)
- ★保育所等に通園しているお子様や小学校1年生から3年生までのお子様が病気になったとき、仕事等の都合で家庭で看ることができない保護者の方に代わり、病児保育室(きらきら園)又は病後児保育室(すくすく園)でお子様の保育を行っています。
- ★初めての育児を応援するベビープログラム、自分に合った子育ての方法を見つけていくNPプログラム、赤ちゃん和小中学生とのふれあい会など、赤ちゃんとの関わりを楽しくする各種イベントを行っています。

みんなで児童虐待のないまちに!!! 虐待に気づいたとき、また、虐待が疑われる場合も通報を
(子ども家庭課 22-8120、児童相談所 23-1141)

子育て応援・担当課

総合窓口 子ども家庭課 (東庁舎1階 TEL22-8100)

保健センター (伯耆しあわせの郷内TEL26-5670) 市民課 (本庁舎2階 TEL22-8155)

医療保険課 (本庁舎2階 TEL22-8124) 税務課 (本庁舎2階 TEL22-8114)

図書館 (交流フラザ TEL47-1183) 環境課 (北庁舎1階 TEL22-8168)

学校給食センター(TEL28-3343)

赤ちゃんが生まれるまで

妊娠がわかったら、届出をしましょう。


妊娠の届出	妊娠中の生活や妊婦健診のお話をし、『母子健康手帳』『父子健康手帳』『妊婦一般健康診査受診票』『赤ちゃん連絡カード』などをお渡しします。	保健センター
妊婦健康診査等	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票（医療機関で妊婦健診を受けるときに利用する助成券）・妊婦歯科検診受診票をお渡しします。また、里帰り等県外で妊婦健診を受診される人にも助成を行います。	
えっぐクラブ （母親・両親学級）	対象；妊婦と夫 内容・会場；医師の話、パパの妊婦体験（保健センター）	
マタニティサロン	月1回定例日開催 ミニセミナーあり	
母子健康相談	妊娠、出産、育児等に関わる相談（随時）	

赤ちゃんが生まれてから

ご出産おめでとうございます。

出生届	届出は14日以内に行ってください。（本籍地、住所地及び出生地の市町村でも行えます。） 必要なもの；出生届書、届出人の印鑑、母子健康手帳など	市民課
★出産手当	第3子以降を出産（届出）されたお母さんへ20,000円を給付します。	
出産育児一時金	健康保険や国民健康保険の被保険者等が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、保険給付として一定の金額（39万円若しくは42万円）が支給される制度です。退院までに医療機関で手続をして直接支払制度を利用すれば、出産育児一時金の支給額を限度に、医療機関での支払いの必要がなくなります。出産育児一時金の支給額と医療機関への支払額の差額分については、あらかじめ出産者の加入している医療保険への支給申請の手続きが必要になります。	医療保険課

赤ちゃんが健やかに育つために・・・

乳幼児訪問	対象；生後1～2か月 内容；保健師、助産師または母子保健推進員（保健師、助産師）がご家庭を訪問し、育児相談等を行います。随時ご案内します。	保健センター
こんにちは赤ちゃん訪問	対象；生後3～4か月の乳児 内容；保育士がご家庭を訪問し、育児相談等を行います。随時ご案内します。	子ども家庭課
乳児健康診査	対象；3～4か月児、9～10か月児（各1回） 内容；医療機関において診察等を行います。 案内；受診票は出生後の家庭訪問等でお渡しします。	 保健センター
6か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	対象；6～7か月児（6か月児健診）、1歳6か月～1歳11か月児（1歳6か月児健診）、3歳～3歳11か月児（3歳児健診） 内容；小児科医による診察や身体計測、保健指導、食事相談 歯科医による健診（1歳6か月、3歳児健診） 案内；対象者に個別通知	
その他の健診	上記各乳幼児健診事後健診や5歳児発達相談等があります。	
離乳食講習会	4～7か月児（離乳の開始から完了までの流れ）を対象に離乳食の話と実習を行います。	
育児相談	発達、発育、育児について保健師、栄養士による相談（月1回の定例のほか随時）	
予防接種	内容；個別予防接種（ヒブ・肺炎球菌、BCG、四種混合、麻しん風しん混合等） ※このほかに任意の予防接種についても助成しています。 案内；対象者に個別通知	
フッ素塗布	1歳6か月児・3歳児健診に併設、健診日以外に一般の人を対象に月1回実施	
★ブックスタート事業	6か月児及び1歳6か月児健診時、絵本のプレゼントと読み聞かせを行っています。	図書館
子育て教室等	幼児期の子どもに対するほめ方や声かけの仕方など、具体的な関わり方や自分なりの子育ての方法を見つけていく教室を開催します。 ベビープログラム（お子さんが生後2か月～5か月で初めて子育てをされている方）、 ペアレントおひさま講座（生後6か月～1歳6か月児の保護者）、NPプログラム（1歳～就学前児の保護者） 子育て教室（2才～4才児の保護者）	保健センター 子ども家庭課


遊びの場・集いの場

お友達を誘って、楽しい時間をすごしましょう


子育て支援センター	乳幼児と家族が出かけて交流等ができる場です。ミニプログラムや季節行事、子育て相談のほか、子育てセミナー、親支援セミナー、赤ちゃんとお小中学生とのふれあい会等を行っています。 倉吉市子育て総合支援センター（TEL22-3914）、のびのび子育て支援センター（TEL26-3436） 小鴨保育園地域子育て支援センター（TEL28-2836）、関金保育園地域子育て支援センター（TEL45-2853）	子ども家庭課
児童館、児童センター	遊びなどを通して、子ども達の豊かな情操と健全な心身の育成を図るため、各種事業を行っています。また、市内10施設ある児童館のうち、7施設に乳幼児クラブがあり、乳幼児を対象とした行事や親子の集いの場となっています。	
市立図書館	『あかちゃんのおはなしかい』『おはなしかい』を行っています。	図書館

経済的な支援として・・・

★倉吉市若者子育て世帯買い物応援事業

	対象；妊婦または小学校就学前のお子さんがおられる世帯 内容；協賛店でのお買い物等の際に割引サービスや特典サービスが受けられます。 子育て応援カードを出生届をされた際に市民課で、転入の場合は子ども家庭課でお渡しします。	子ども家庭課
★市指定ごみ袋の支給	支給対象；倉吉市に住所がある2歳未満の乳幼児 支給枚数；出生児については、出生届時に、市指定ごみ袋（大）100枚を支給します。 転入者については、0歳児は100枚を支給。1歳児は50枚を支給します。 ※今年度中に1歳になる場合は50枚。2歳になる場合は対象外。 ※無料で支給は、いずれも1回限り。 支給方法；出生児は出生届提出時に市民課から支給。転入者は、環境課から支給します。	環境課
★若者定住新築住宅の固定資産税減免制度	35歳以下の人が、市内に住宅を新築した時、または新築された建売住宅等を取得した時には、3年間固定資産税の一部が減免されます。（配偶者が35才以下の場合も減免対象） 詳しい減免条件等については税務課資産課係へお問い合わせください。（TEL22-8114）	税務課
★給食費の軽減	市内の小中学校に同一世帯から同時に3人以上在籍している場合、第3子以降の児童・生徒の給食費を3割減免します。	学校給食センター

各種手当

児童手当	対象；中学校修了前のお子さんを養育している人 支給月額；3歳未満15,000円 3歳～小学生10,000円（第3子以降15,000円） 中学生10,000円 所得制限世帯5,000円 ※制度内容が変更されることがあります。	子ども家庭課 
児童扶養手当	対象；父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳未満の児童又は20歳未満で一定の障がいをもつもの）を養育している人。（所得制限あり） 支給月額；※全額支給の場合 児童1人目；41,020円、2人目；5,000円、3人目以降；1人につき3,000円 ※所得に応じて、手当の額が変わる場合があります。	
特別児童扶養手当	対象；20歳未満の身体又は精神に中程度以上の障がいのある児童を養育している人（所得制限あり） 支給月額；1級 49,900円 2級 33,230円 ※重度の障がいがある場合は、障害児福祉手当も対象となります。（月額14,140円）	
災害遺児手当	対象；中学校修了前のお子さんに対し、その養育者が天災、交通事故、その他の事故等の災害で死亡したり、障がい者になった場合に支給します。 支給月額；児童1人につき 2,000円	

医療費の助成

特別医療	小児	対象；0歳～15歳に達する年度末まで（中学校卒業まで）の子ども 自己負担額；通院1回当たり530円（一医療機関 月4回 2,120円まで）薬局は無料 入院医療費 1日1,200円（減額認定証の交付を受けた人は上限15日まで） 該当の方は、特別医療費受給資格証（青色）の交付を受けてください。手続きには印鑑、保険証等が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。	医療保険課
	ひとり親家庭	対象；18歳までの児童を養育している、ひとり親家庭（所得税非課税世帯）の父又は母とその児童 自己負担額；通院1回当たり530円（一医療機関 月4回 2,120円まで）薬局は無料 入院医療費 1日1,200円（減額認定証の交付を受けた人は上限15日まで） 該当の方は、特別医療費受給資格証（青色）の交付を受けてください。手続きには印鑑、保険証等が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。	
	その他	特定疾病にかかっている方（医師の意見書）、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、自立支援医療受給者の方は特別医療の支給対象となる場合があります（所得制限有）。助成対象及び助成内容等、詳しくは窓口にお問い合わせください。	
未熟児養育医療	対象；養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児 該当の方は、養育医療券の交付を受けてください。手続きには医師意見書・印鑑・保険証等が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。	医療保険課	
育成医療	対象；18歳未満の児童で、身体に障害があるなどで手術などの治療により症状が軽くなると認められる場合。 課税状況により自己負担の上限額を決定します。該当の方は、治療開始前に育成医療の申請の手続きをしてください。手続きには医師意見書等が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。	子ども家庭課	

ひとり親家庭、母子家庭への支援

ひとり親家庭	入学支度金	小・中学校への入学準備金として、10,000円を支給します。（所得税非課税世帯）	子ども家庭課
	家庭生活支援員派遣	技能習得のための通学、就職活動、疾病、出産、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等に支援員を派遣します。（要登録）	
	自立支援教育訓練給付金	ホームヘルパー講座など指定された教育訓練講座を受講する場合に受講料の20%に相当する額（上限10万円、下限4千円）を支給します。受講の前にご相談ください。	
	高等技能訓練促進費給付金	◎高等技能訓練促進費 看護師や介護福祉士などの資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合に、母子家庭高等技能訓練促進費を支給します。 ◎入学支援修了一時金 高等技能訓練促進費の支給対象者が対象資格に係る養成訓練を修了した場合に一時金を支給します。	
	学習支援	小学校4年生から中学生を対象とし、塾形式でボランティアによる学習支援を行います。（要登録）	
母子家庭	母子生活支援施設	○生活が不安定であったり、住宅事情等で子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母子で入所できる施設です。 ○母子生活支援施設では、指導員が生活するうえでのさまざまな相談や支援を行っています。実施施設；2か所	子ども家庭課
	福祉資金貸付	母子世帯や寡婦の人の生活の安定と向上のため、就学支度、修学資金、住宅資金等を低利又は無利子で借りることができます。	

障がいのある児童への支援

自立支援給付事業	居宅介護	ヘルパーが自宅で、身のまわりの手伝いを行います。	子ども家庭課	
	短期入所（ショートステイ）	家族に用事があったり病気等の場合に、施設で短期間お預かりして日常生活のお世話を行います。		
障害児通所給付事業	児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応できるような訓練等を行います。肢体不自由があり、治療も行う場合は「医療型児童発達支援」となります。		
	放課後等デイサービス	就学児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図ります。		
	保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援を行います。		
地域生活支援事業	移動支援	外出時における個別移動支援を行います。		
	日中一時支援	事業所で日中過ごしていただき、見守り等を行います。		
自立支援給付事業、障害児通所給付事業、地域生活支援事業には、利用者負担額の軽減または助成事業があります。				
中軽度難聴児への補聴器購入助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度の難聴のある児童に対して補聴器購入費用の2/3を助成します。対象児；小学生以下の両耳の難聴児			

不妊治療費の助成

★特定不妊治療費助成事業	保険適用外となる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられた夫婦で一定の条件を満たす人に、費用の一部（年間10万円を限度）を5年間助成します。	保健センター
★一般不妊治療（人工授精）助成事業	人工授精に要した経費の一部（治療費の2割・上限年間2万円）を通算2年間助成します。	
★不育治療費助成事業	不育症等の検査及び治療に要した費用の一部（年間10万円を限度）を助成します。	


夜間・休日のケガや急病の時には

まずは落ち着いて、かかりつけのお医者さんに相談しましょう

小児救急診療体制	県立厚生病院小児科では、土曜日（13時15分～22時）及び開業小児科医師の協力により、日曜日・祝祭日・年末年始（10～22時）に小児の救急診療を実施。その他の時間外においては、症状に応じて小児科医の呼出体制を整えています。	(0858) 22-8181(代)
中部医師会 休日急患診療所	実施日：日曜日・祭日・年末年始（12月31日、1月2日、3日） 診療時間：午前 9:00～21:00	(0858) 22-5780
鳥取県 中部口腔衛生センター	実施日：日曜日・祭日・盆（8月13日～15日 3日間） 年末年始（12月31日～1月3日 4日間） 診療時間：9:00～15:00	(0858) 22-5472/5477

保育園、幼稚園、学童保育その他の保育サービス

日常的な保育のほか、急用ができて困ったときに

保育園	市内26保育園 保育料は、全ての階層で国の基準額を引き下げっていますが、さらに第3子軽減、多子世帯の軽減等があります。	 子ども家庭課
一時保育	保護者の仕事、病気、育児疲れ、急な用事の際に小学校就学前のお子さんを一時的にお預かりします。実施施設：市内14保育園	
休日保育	日曜、祝日等に保護者が仕事や病気等の理由でお子さんの保育ができないときに受け入れします。実施施設：ババール園	
病児保育	保育園、幼稚園等に通園している生後6か月以上、または小学校1年生から3年生のお子さんが病気の時、家庭で看ることが出来ない場合にお子さんをお預かりします。 実施施設：きらきら園（厚生病院内）Tel23-3321	
病後児保育	保育園、幼稚園等に通園、または小学校1年生から3年生のお子さんが病気の治りかけで、家庭で看ることが出来ない場合にお子さんをお預かりします。 実施施設：すくすく園（野島病院内）Tel22-6231 担当職員直通：080-2943-4047	
ショートステイ トワイライトステイ	保護者が、病気、仕事等の事情により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的理由等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護します。 受入施設：因伯子供学園 ショートステイ（利用期間は7日以内）、トワイライトステイ（夜間、休日）があります。	
幼稚園・認定こども園	「私立幼稚園就園奨励費助成事業」「私立幼稚園第3子保育料軽減事業」の保育料軽減があります。	
学童保育 （放課後児童クラブ）	昼間保護者がいない家庭の主に小学校低学年のお子さんをお預かりし、放課後、長期休暇中の家庭に代わる生活の場として開設しています。 開設場所：市内全小学校区に設置する児童館等	
養育支援訪問事業	訪問支援者が家庭を訪問し、育児・家事の援助を行います。	
ファミリーサポートセンター	保育園、児童クラブ等の送迎、急用のときの預かり保育等を行います。会員登録が必要です。 （子育て総合支援センター内 TEL24-5355）	
育児支援サービス	保育園、塾等の送迎、急用のときの保育等、おじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんを預かるようなぬくもりのある真心のこもったサービスです。 実施主体：（社）倉吉市シルバー人材センター（TEL22-0870）	

子育てに関するあらゆる相談窓口

子育ての困りごとは、ひとりで悩まないで気軽に相談してください。

子どもに関するあらゆる相談	倉吉市子ども家庭課内 家庭児童相談室、相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0858) 22-8120
	倉吉市子育て総合支援センター「おひさま」、相談日時：火～土曜日 9時30分～16時	(0858) 22-3914
	児童家庭支援センター「くわの実」 相談日時：月～金曜日 8時30分～17時30分	(0858) 24-6306
不登校に関する相談	倉吉市学校教育課 相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0858) 22-8166
	鳥取県中部子ども支援センター、相談日時：月～金曜日 9時～17時	(0858) 24-6780
妊娠、出産、子育てなど	倉吉市保健センター（伯耆しあわせの郷内）、相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0858) 26-5670
育児相談（定期）	倉吉市保健センター（伯耆しあわせの郷内）、相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分 保健師、栄養士による発達、発育、離乳食、幼児食、育児等についての相談	FAX 26-5660
母子家庭のあらゆる相談 （生活相談、DV等）	倉吉市子ども家庭課 相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0858) 22-8120
児童虐待についての相談	倉吉児童相談所、相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分（夜間休日：電話対応可）	(0858) 23-1141
	★倉吉市子ども家庭課、相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分（夜間休日：電話対応可）	(0858) 22-8120
	CAPTA（キャプタ）子ども虐待防止ネットワーク鳥取、相談日時：無休。24時間受付	(0857) 21-4111
子どもの問題行動に関する相談	ヤングテレホン（鳥取県警内）、相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0857) 29-0808

◎『どこに相談すればよいのかわからない』とき等、子育てに関する相談、情報提供は、子ども家庭課が窓口となりますので、気軽にお尋ねください。

◎各事業の詳細及び、保育園、幼稚園、児童館等の施設一覧は子ども家庭課にお問い合わせください。倉吉市ホームページでもご覧いただけます。

◎掲載しています情報等は平成26年4月1日現在の概要です。内容は変更となる場合もありますので、詳細を含め、ご利用にあたってはそれぞれの記事の【問合せ先】でご確認ください。

◎ガイドの中の★印は市の単独事業です。